

～令和6年度 豊後大野市総合戦略推進委員会 傍聴要領～

1 傍聴手続

傍聴の受付は、先着順で行います。

2 傍聴することができない者

次に掲げる者は、会議の傍聴をすることができません。

- ①酒気を帯びていると認められる者
- ②貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を携帯している者
- ③笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類又は拡声器を携帯している者
- ④その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

3 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会場においては、次の事項を守ってください。

- ①会議の会場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- ②会議の会場において発言しないこと。
- ③みだりに傍聴席を離れないこと。
- ④飲食及び喫煙をしないこと。
- ⑤会議の会場において、撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。
ただし、本委員会が特別の理由により承認した行為については、この限りでない。
- ⑥会議の会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

4 会議の秩序維持

- ①傍聴者は、会議においては、委員会の会長又は事務局の指示に従ってください。
- ②傍聴者が上記2、3の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないときは、退場していただく場合があります。

※上記については、「豊後大野市附属機関等の会議の公開に関する要綱（平成20年5月20日告示第106号）」に準じて定めています。

【注意事項】

本委員会は、「総合戦略の効果検証及び見直しに関し、市長に意見等を述べること。」を主たる所掌事務とし、本市の最終的な判断ではありませんのでご留意をください。